

# □ 役員等報酬規程 □

社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団（以下「事業団」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員等の区分)

第2条 役員等の区分については次の通りとする。

- (1) 常勤役員とは、当法人に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出せず、かつ当法人と雇用契約を結んでいない役員とする。
- (2) 当法人の職員を兼ねている役員とは、当法人に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出し、かつ当法人と雇用契約を結んでいる役員とする。
- (3) 非常勤役員等とは上記(1)、(2)でない評議員、理事、監事とする。

## (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、第4条に基づき報酬及び通勤手当を支給ものとする。

- 2 非常勤役員等には、第4条に基づき、業務に応じた報酬を支給するものとする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等の報酬額は、別表に定める報酬額の範囲内の額で、評議員会において承認された額とする。

- 2 常勤役員に支給する通勤手当については、所定の交通機関の6ヶ月定期相当額(6ヶ月定期を発売しない交通機関にあっては、その交通機関が発売する最長の定期券相当額)を6ヶ月単位(最長単位)で先払いするものとする。なお、定期券相当額を支給された役員が支給期間終了前に退職した場合は、精算のうえ、過支給額を役員は返還するものとする。なお、自宅から勤務地までの片道距離が2キロメートル未満の場合は、徒歩通勤を原則として通勤手当は支給しないものとする。

## (出張旅費の支給)

第5条 常勤役員が職務のため出張をしたときは、本規程で定める報酬とは別に下記に定める旅費を支給するものとする。旅費の種類は交通費、日当、宿泊費とし、交通費については、鉄道は普通車、船舶は普通等級の旅客運賃を支給するものとする。宿泊費は下表の額を上限額し、実費が上限額の範囲の場合は、実費を支給するものとする。役員の判断によりタクシー等を利用する場合は、その実費を支給するものとする。ただし、全国社会福祉協議会などの団体が主催する研修等を受講するために出張する場合で、主催者が特に宿泊施設を指定している場合は、主催者が決めた宿泊費を支給するものとする。

| 役職名  | 日当     | 宿泊費     |
|------|--------|---------|
| 理事長  | 3,000円 | 13,000円 |
| 専務理事 | 3,000円 | 12,000円 |

(報酬等の支給日等)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が休日の場合は、職員給与規則第5条に準じた日に支給するものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。また、本人から立替金、積立金等の控除の申し出があつたときは、前記控除額を控除して支給することができる。ただし、前記控除金の支払いに伴う経費は役員が負担するものとする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土、日曜、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数については、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程を「社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準」として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は、平成29年6月26日に開催する定時評議員会の承認をもって施行し、平成29年4月1日より適用する。

(平成18年12月 1日施行)

(平成21年 3月19日改正)

(平成25年 1月18日改正)

(平成27年 4月 1日改正)

別表

1 常勤役員の報酬の上限額（月額）

| 役職名  | 報酬月額       |
|------|------------|
| 理事長  | 1,000,000円 |
| 専務理事 | 670,000円   |

ただし、理事長及び専務理事の報酬の上限額については、産経新聞社負担の範囲内で予算額を上限とする。

2 非常勤役員等の報酬

| 役職名 | 対象用務                          | 日額      |
|-----|-------------------------------|---------|
| 評議員 | 評議員会への出席及び法人業務のための出勤          | 10,000円 |
| 理事  | 理事会への出席及び法人業務のための出勤           | 10,000円 |
| 監事  | 評議員会、理事会、監事監査への出席及び法人業務のための出勤 | 10,000円 |

ただし、法人役員、産経新聞社の社員・役員の理事には適用しない。